

国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における
受託研修生受入規程

平成13年 4月 1日

13森林総研第41号

最終改正 令和7年6月25日（7森林機構第390号）

（趣旨）

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センター（以下「森林総合研究所等」という。）が国、又は国以外の機関（以下「申請者」という。）からの依頼により、その施設を利用させ、あわせて試験研究又は林木の育種技術に関する指導を行うことを目的とする研修生の受入れについては、この規程の定めるところによる。

（委託の申請）

第2条 申請者は、その所属の者が森林総合研究所等において研修を希望する場合は、別記様式第1号による受託研修申請書（以下「申請書」という。）、別記様式第2号による履歴書及び別記様式第3号による受託研修生の受入れに関する同意書を研修希望期間の始期の1か月前までに到着するよう、森林総合研究所においては研究所長又は支所長・園長、森林総合研究所林木育種センターにおいては所長又は育種場長、森林総合研究所森林バイオ研究センターにおいてはセンター長（以下「研究所長等」という。）に提出しなければならない。

（研修指導員の指名）

第3条 研究所長等は、前条の規定により申請書を受理したときは、その行う研修事項が、森林総合研究所等の有する専門知識・技術又は所管する施設若しくは機械器具を必要とするものであって、森林総合研究所等の所掌事務と密接な関係を有するものである場合、業務の都合等を勘案の上研修を申請した者（以下「研修生」という。）の研修指導員を指名する。

（受託の諾否の決定）

第4条 研修指導員は、必要に応じて国立研究開発法人森林研究・整備機構安全保障輸出管理規程（29森林機構第12208号）（以下「安全保障輸出管理規程」という。）第17条に基づく必要な措置を講じるとともに、国立研究開発法人森林研究・整備機構生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する規程（30森林機構第061807号）（以下「遺伝資源規程」という。）の遺伝資源の持ち込みの有無の確認と必要な措置を行う。

2 研究所長等は研修指導員に別記様式第4号による受託研修実施計画書を提出させ、申請者からの提出書類とあわせて精査の上、当該研修の諾否を決定する。なお、承諾の書式は別記様式第5号の例によるものとする。

（研修指導員）

第5条 研修指導員は、安全保障輸出管理規程上の問題が生じないことを確認の上、研修生の指導及び管理に当たるものとする。

（機器の使用等）

第6条 研修生は、研修指導員の許可を得て森林総合研究所等備え付けの機械、器具等を使用することができる。

2 前項の場合において研修生の故意又は重大な過失により機械、器具等に損害を与えたときは申請者はその修理、復元をしなければならない。

- 3 研修生は、研修に必要な物品又はデータ等を研修指導員の許可を得て森林総合研究所等の施設内へ持ち込むことができる。ただし、遺伝資源を持ち込む場合は、遺伝資源規程に従うこととする。

(研修期間)

第7条 研修期間は原則として1か年以内とする。ただし、研究所長等が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

(契約の締結)

第8条 研究所長等は、第4条により研修生として受入れを決定した場合には、別途当該研修生の受入れに関する契約（以下「受入れ契約」という。）を締結するものとする。ただし、別表第1に定める研修生受入れのための経費が発生しない場合、受入れ契約を要しない。

- 2 森林総合研究所支所長・園長、森林総合研究所林木育種センター所長、育種場長及び森林総合研究所森林バイオ研究センター長（以下「支所長等」という。）は前項により受入れ契約を締結する場合は、同時にその契約内容を研究所長へ報告するものとする。

また契約締結後、研修修了までの間において、中止を含めその内容に変更等が生じた場合、様式第9号の提出をもって遅滞なくその変更内容を研究所長へ報告するものとする。

- 3 研修生の受入れに関する契約書式は別記様式第6号の例によるものとする。

(経費の納入)

第9条 申請者は、受入れ契約の締結後、遅滞なく受入れ契約に定める経費を納入しなければならない。

- 2 前項の経費は、森林総合研究所からの請求により納付するものとする。
- 3 前2項の規定は、受入れ契約の変更により第1項の経費が増加した場合における当該増加額について準用する。
- 4 研究所長等は、受入れ契約の変更により第1項の経費が減少した場合には、当該減少することとなった事由を考慮し、当該減少額を申請者に返還することができる。
- 5 受入れ契約に係る研修生の受入れのための経費の額は、別表第1に定める基準により算出した額とする。
- 6 研究所長等は、研修生が森林総合研究所等のメールアカウントを利用する場合、発生するライセンス料に相当する金額を経費に追加して申請者から徴収することができる。
- 7 研究所長等は、研修生の指導に当たり、物品等を要する事案が生じた場合には、その物品等の調達費用に相当する金額を前項の経費に追加して申請者から徴収することができる。

(研修生の服務等)

第10条 研修生の服務については、原則職員に準ずるものとする。

- 2 研修生は、森林総合研究所等の諸規則に従わなければならない。

(研修成果の取扱い)

第11条 研修生が研修期間中に研究成果を得た場合は、研修指導員は研修生とその帰属を協議し、別記様式第7号による受託研修実施報告書に記載し別表第2に掲げる組織長の承認を得る。研修期間中に帰属を決定する必要がある場合には、その都度、研修指導員は研修生と協議し、組織長の承認を得るものとする。なお、研究成果の取扱いについては、国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における研究成果等管理規則（14森林総研第233号）（以下「研究成果等管理規則」という。）に基づくものとする。

(知的財産の取扱い)

第12条 研修生が森林総合研究所等における研修の過程又は結果として作製又は取得した知的財産権（国立研究開発法人森林研究・整備機構職務発明規程（13森林総研第71号）第2条に規定する権利をいう。）は、森林総合研究所等に帰属するものとする。ただし、森林総合研究所等と研修生が所属する機関との間に別段の合意があるときは、この限りでない。

(機密保持)

第13条 研修生は、森林総合研究所等における研修において知り得た情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、森林総合研究所等による事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。

- 一 既に公知であった情報、又は森林総合研究所等から情報を入手した時点で既に研修生が保有していた情報
- 二 研修生の責によらず、公知となった情報
- 三 研修生が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 四 研修生が森林総合研究所等から知り得た情報によらないで独自に開発した情報
- 五 第11条により研修生に帰属することとした情報

(個人情報)

第14条 研究所長等は、本研修の受入れに際し、個人情報を取扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

(研修の実施報告)

第15条 研修指導員と研修生は、研修終了後に連名で別記様式第7号による受託研修実施報告書を作成し、組織長の承認を得たのち、研究成果等管理規則における研究成果管理者の確認を経て理事長に提出する。

(研修証書の交付)

第16条 研究所長等は、研修生が研修を終了したときは、その申し出により別記様式第8号による研修証書を交付するものとする。

(研修生の事故)

第17条 森林総合研究所等は、研修生の不注意、天災その他不可抗力による傷害又は事故についてはその責任を負わない。

(研修の中止)

第18条 研究所長等は、研修生がこの規則に違反したとき又は疾病その他の事故により研修を継続することが困難と認めたときは、研修の中止を命ずることができる。この場合、研究所長等は申請者に文書によりこの旨を通知するものとする。

(細則)

第19条 この規則に定めるもののほか、森林総合研究所林木育種センター、森林総合研究所森林バイオ研究センターでの研修生の受入れに関し必要な事項は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター就業体験実習実施要領で定める。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、研修生の受入れに関し必要な事項は、研究所長が定める。

この規程は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成２３年３月３１日 ２２森林総研第１８２６号）
この規程は、平成２３年４月１日から適用する。

附 則（平成２６年２月２６日 ２５森林総研第１２９８号）
この規程は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年３月３１日 ２６森林総研第１４７９号）
この規程は、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年３月３１日 ２８森林総研第１７５０号）
この規程は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年３月２９日 ２９森林機構第１２２９０９号）
この規程は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年１１月２８日 ３０森林機構第０８２８０２号）
この規程は、平成３０年１１月２８日から適用する。

附 則（平成３１年 ４月１９日 ３１森林機構第０１１６０１号）
この規程は、平成３１年５月１日から適用する。

附 則（令和元年 ７月４日 元森林機構第０４０２０３号）
この規程は、令和元年１０月１日から適用する。

附 則（令和２年１１月３０日 ２森林機構第０８２６０２号）
この規程は、令和２年１２月１日から適用する。

附 則（令和５年 ３月１７日 ４森林機構第１０１１号）
この規程は、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和６年 １月 ５日 ５森林機構第 ８４２号）
この規程は、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和６年 ３月２２日 ５森林機構第１０８４号）
この規程は、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和６年１２月２６日 ６森林機構第 ８８１号）
この規程は、令和７年２月１日から適用する。

附 則（令和７年 ６月２５日 ７森林機構第 ３９０号）
この規程は、令和７年７月１日から適用する。

様式第1号

受 託 研 修 申 請 書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所長 殿
(又は○○支所長等)

申請者(所属機関長) 住 所
氏 名

国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における受託研修生受入規程了知のうえ、次のとおり受託研修について申請いたします。

- 1 研修者所属氏名
- 2 研 修 の 目 的
- 3 研 修 事 項
- 4 希望する研究室名
- 5 研 修 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
研修実日数 計 日間
- 6 その他必要な事項
- 7 添 付 書 類 研修生の履歴書・受託研修生の受入れに関する同意書
- 8 経費免除の希望 有 ・ 無

ただし、申請者が規程別表第1に規定する国、地方公共団体等の場合に限る。
※研修生が学生の場合は記入不要

- 9 森林総合研究所等のメールアカウントの利用希望 有 ・ 無
利用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

メールアカウントの利用により発生したライセンス料は申請者負担となります。

※研修生が学生の場合、ライセンス料は免除となります。

備考：研修中に得られた成果の帰属については、研修者が研修期間終了時に研修指導員と協議し、その結果を受託研修実施報告書に記載することによりご報告いただき、組織長の承認を得て決定となります。

履 歴 書

令和 年 月 日

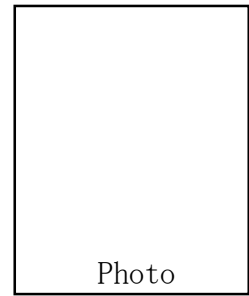
(顔写真)

- 1 氏名（ふりがな）、性別
- 2 生年月日及び国籍
- 3 自宅等連絡先電話番号及び電子メールアドレス
- 4 所属及び職名（学生の場合、学校名及び所属学部等）
- 5 所属機関の連絡先電話番号（学生の場合、指導教員等の連絡先）
- 6 最終学歴及び職歴（外国籍及び特定類型該当者の場合は全ての学歴を記載）
- 7 アレルギーの有無（有の場合、その具体的内容）
- 8 その他特記事項

（注）本書は研修生ごとに別様とする。

様式第2号 (外国人受入用)

Curriculum Vitae



Full name: / Gender:

Date of birth: / Nationality:

Phone number: / E-mail:

Name of company or university:

Affiliation phone Number:
(If you're a student, supervisor phone number)

Work Experience:

Education:

Allergies:

Additional Information:

様式第3号

受託研修生の受入れに関する同意書

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所長 殿

(又は○○支所長等)

私は、下記森林総合研究所等が定める受託研修生の受入条件について理解し、これを遵守することに同意します。

記

1. 研修生は、森林総合研究所等の諸規則を遵守すること。
2. 研修生は、故意又は重大な過失により機械、器具等に損害を与えたときはその修理、復元をすること。
3. 研修生は、遺伝資源を持ち込む場合は、事前に研修指導員に相談し、必要な手続きがあれば手続きをすること。
4. 研修生が物品又はデータ等を持ち込む場合は、研究指導員の許可が必要なこと。また、指導にあたり物品等を要する事案が生じた場合には、その物品等の調達費用相当額を支払う場合があること。
5. 研修生は、滞在中に知り得た情報を公知のものを開示する場合を除き、森林総合研究所等の事前の承諾なしに第三者へ漏洩してはならないこと。
6. 研修生は、研修期間中に研究成果^{*}を得た場合は、研修指導員とその帰属を協議し、研修指導員が所属する組織長の承認を得ること。成果を持ち帰る場合には成果の移転手続きが必要なこと。
7. 研修生が森林総合研究所等における研修の過程又は結果として作製又は取得した知的財産権は、別段の合意がある場合を除き森林総合研究所等に帰属すること。
8. 森林総合研究所等は、研修生の不注意、天災その他不可抗力による傷害又は事故についてはその責任を負わないこと。必要に応じ各自で保険に加入すること。

以上

(署名)

記名：

日付：

※研究成果とは、研究データ、解析結果、研究試料、研究材料、コンピュータープログラム、実験装置、試作品等の研究成果物（知的財産権を含む）、著作物をいう（研究成果等管理規則第4条）。

様式第4号

受託研修実施計画書

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所長 殿
(又は○○支所長等)

研修指導員 所 属
氏 名

次のとおり受託研修計画を提出します。

- 1 受託研修生 所属
氏名
- 2 研 修 事 項
- 3 研 修 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
研修実日数 計 日間
- 4 研 修 計 画

研修年月日	研修場所	研修内容	備考

- 5 利益相反の有無 ☐有 ☐無
(有の場合は、その内容を具体的に記載すること)
- 6 申請者が国、地方公共団体等の場合 経費徴収 有 ・ 無
無の場合その理由
- 7 規程第4条に定める安全保障輸出管理規程に関する事前手続き
☐完了 ☐不要
- 8 規程第4条に定める遺伝資源の持ち込み予定の有無 ☐有 ☐無
- 9 成果の帰属の見込み
☐ 森林総合研究所等に帰属 ☐ 研修生（又はその所属機関）に帰属
☐ 双方に帰属（共有） ☐ 新たに得られる成果はない
- 10 その他必要な事項

受 託 研 修 承 諾 書

番 号
年 月 日

申請者（所属機関長）

殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所長
（又は○○支所長等）

年 月 日付けをもって申請のありましたこのことについては、国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における受託研修生受入規程により下記のとおり承諾いたします。

記

1 研修生所属氏名

2 研 修 事 項

3 研 修 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
研修実日数 計 日間

4 研 修 指 導 員

5 経 費 円

※指導に当たり、物品等を要する事案が生じた場合には、その物品等の調達費用に相当する金額を申請者から徴収することがあります。

※森林総合研究所等のメールアカウントを利用する場合、ライセンス料に相当する金額を申請者から徴収します。

6 そ の 他 森林総合研究所等は、研修生の不注意、天災その他不可抗力による傷害又は事故については、その責任を負いません。

様式第6号

受託研修生受入れに関する契約書

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所長等（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における受託研修生受入規程（平成13年4月1日13森林総研第41号）及び次の条項により研修生の受入れに関する契約を締結する。

（受入れを行う研修生）

第1条 甲は、次の研修生の受入れを乙の依頼により行うものとする。

- (1) 研修生の氏名並びに所属及び職名
- (2) 研修生の行う研修事項
- (3) 研修生の受入れを行う研究室等
- (4) 研修生の受入れを行う期間
- (5) 研修生の受入れ実日数
- (6) 研修生のメールアドレス利用期間

（受入れ経費）

第2条 乙の依頼に係る研修生受入れのための経費は

_____円（消費税及び地方消費税含む）とする。

2 甲は、研修生が甲のメールアドレスを利用する場合、そのライセンス利用料の相当額を経費に追加して乙に請求する。

ただし、研修生が学生の場合は免除とする。

3 甲は、研修生の指導に当たり、物品等の調達が必要な場合は、その費用に相当する金額を経費に追加して乙に請求することができる。

（調査旅費等）

第3条 研修生の現地調査等の旅費については、乙が負担するものとする。

（損害賠償）

第4条 研修生の故意又は重大な過失により甲が提供した施設、機械、器具等に損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

（研修生の事故）

第5条 甲は、研修生の不注意、天災その他不可抗力による傷害又は事故については、その責任を負わないものとする。

（研修生に対する甲の指示）

第6条 研修生は、研修生受入れ期間中甲の指示に従うものとする。

(研修生の受入れの中止)

第7条 甲は、天災その他やむをえない事由のためこの契約に基づく研修生の受入れの継続が困難となったときは、研修生の受入れを中止することができる。

(秘密保持)

第8条 乙及び研修生は、甲における研修において知り得た情報であつて、知り得た際に秘密である旨が明示された情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、甲による事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。

- 一 既に公知であつた情報又は甲から情報を入手した時点で既に乙及び研修生が保有していた情報
- 二 乙及び研修生の責によらず、公知となった情報
- 三 乙及び研修生が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 四 乙及び研修生が甲から知り得た情報によらないで独自に開発した情報
- 五 乙及び研修生と甲の協議により、乙及び研修生に帰属することとした情報

(反社会的勢力の排除)

第9条 乙は、自ら又は自らの役職員及び従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと及びこれら反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、これに違反したときは、甲は、催告その他の手続きを要せずして本契約を解除又は解約できるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(協 議)

第11条 この契約に定めのない事項又は契約を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲_____印

乙_____印

様式第7号

受託研修実施報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長 殿

研修指導員 所 属
氏 名
受託研修生 所 属
氏 名

組織長等承認 ☐

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、指導実施した受託研修について下記のとおり報告します。

記

1 研修内容

研修年月日	研修場所	研修内容	備考

2 本研修に対する所見

3 成果の帰属（※1）

- ☐ 森林総合研究所等に帰属（※2） ☐ 研修生（又はその所属機関）に帰属
☐ 双方に帰属（共有） ☐ 新たに得られた成果はない

成果の帰属の判断理由： _____

※1 帰属の扱いが異なる成果がある場合は、別紙を作成し、成果ごとに帰属を記載する。

※2 森林総合研究所等に帰属する成果を持ち帰る場合は、事前に研究成果等管理委員会による審査の上、理事長の承認が必要です。

様式第8号

研修証書第 号

研 修 証 書

研修生 所属
氏名

上記の者は、 森林総合研究所 研究領域 研究室（森林総合研
究所 支所等 チーム等）において令和 年 月 日から
令和 年 月 日までの間、下記事項について研修したことを
証します。

記

（ 研 修 事 項 ）

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所長 ○○○○ 印
(○○支所長等)

様式第9号

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所長 殿
(又は〇〇支所長等)

申請者(所属機関長) 住 所
氏 名

受託研修申請書(中止・変更)

令和 年 月 日付けで申請した受託研修について、下記の通り
(中止・変更)の申請を致します。

- 1 研修者所属氏名
- 2 申請内容とその理由

(別表第1)

研修生受入れのための経費

研修生 の所属等 研修生 受入れ経費	・学 生	・国 ・地方公共団体及び地方 独立行政法人 ・法令による公法人 ・独立行政法人等登記令 に基づく営利を目的と しない法人	・公益社団法人及 び公益財団法人 ・公益を目的とす る任意団体	その他
経 費	免 除	1人1日につき 1,000円 ただし、研修内容により 免除することが出来る。 ※1	1人1日につき 2,000円 ※1	1人1日につき 4,000円 ※1
消費税及び 地方消費税		消費税法及び地方税法で定められた税率に相当する率		

※1 研修生が森林総合研究所等のメールアカウントを利用する場合、発生するライセンス料に相当する金額を経費に追加して申請者から徴収することができる。

(注)

研修生の指導に当たり、物品等の調達が必要な場合、その費用に相当する金額を経費に追加して申請者から徴収することができる。

(別表第2)

役 職	組 織 長
企画部長、研究ディレクター、研究コーディネータ、 研究領域長、研究拠点長	理事（研究担当）
企画部（育種企画課及び試験地を除く。）に属する職 員（企画部長を除く。）	企画部長
研究領域及び研究拠点に属する職員（当該研究領域長	当該研究領域長又は当該研究拠点長

及び研究拠点長を除く。)	
支所、多摩森林科学園に属する職員	当該支所長、園長
審議役、林木育種センターに属する部長及び森林バイオ研究センター長	林木育種センター所長（理事（育種・バイオ担当））
育種企画課及び管理課に属する職員	審議役
林木育種センターに属する職員（部長を除く）	主務部長
育種場に属する職員	育種場長
森林バイオ研究センターに属する職員（森林バイオ研究センター長を除く）	森林バイオ研究センター長